第二条　この協定の適用範囲

1　この協定は、

日本国については、

(a)　次の日本国の年金制度について適用する。ただし、この協定の適用上、国民年金には、老齢福祉年金その他の福祉的目的のため経過的又は補完的に支給される年金であって、専ら又は主として国庫を財源として支給されるものを含めないものとし、また、第十二条の規定は、この(a)に掲げる日本国の年金制度については、適用しない。

(i)　国民年金（国民年金基金を除く。）

(ii)　厚生年金保険（厚生年金基金を除く。）

(b)　失業等給付に関する日本国の雇用保険制度について適用する。ただし、この協定の適用上、第五条から第七条まで、第九条2、第十一条、第十四条から第十八条まで、第二十三条、第二十六条（3の規定を除く。）及び第二十八条2の規定は、この(b)に規定する日本国の制度については、適用しない。

2　フィンランドについては、次の事項に関するフィンランドの制度について適用する。

(a)　所得比例年金制度の下での老齢年金、障害年金及び遺族年金。ただし、この協定の適用上、第十二条の規定は、この(a)に規定するフィンランドの所得比例年金制度については、適用しない。

(b)　失業保険。ただし、この協定の適用上、第五条から第七条まで、第十一条、第十四条から第十八条まで、第二十三条、第二十六条（3の規定を除く。）及び第二十八条2の規定は、この(b)に規定するフィンランドの制度については、適用しない。

第三条　この協定の適用を受ける者

この協定は、一方の締約国の法令の適用を受けており、又は受けたことがある者並びにこれらの者に由来する権利を有する家族及び遺族について適用する。

第四条　待遇の平等

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、前条に規定する者であって一方の締約国の領域内に通常居住するものは、当該一方の締約国の法令の適用に際し、当該一方の締約国の国民と同等の待遇を受ける。

第五条　海外への給付の支払

1　この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国の領域外に通常居住することのみを理由として給付を受ける権利の取得又は給付の支払を制限する当該一方の締約国の法令の規定は、他方の締約国の領域内に通常居住する者については、適用しない。

2　一方の締約国の法令による給付は、第三条に規定する者であって第三国の領域内に通常居住するものに対しては、当該者が当該一方の締約国の国民であるとした場合と同一の条件で支給する。

3　この協定に基づく給付の支払は、いずれの締約国の通貨によっても行うことができる。いずれか一方の締約国が外国為替取引又は海外送金を制限する措置を実施する場合には、両締約国の政府は、この協定に基づく当該一方の締約国による給付の支払を確保するために必要な措置について、直ちに協議する。

第二部　適用法令に関する規定

第六条　一般規定

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国の領域内で被用者又は自営業者として就労する者については、その被用者又は自営業者としての就労に関し、当該一方の締約国の法令のみを適用する。

第七条　特別規定

1　一方の締約国の法令に基づく制度に加入し、かつ、当該一方の締約国の領域内に事業所を有する雇用者に当該領域内で雇用されている被用者が、他方の締約国の領域内で就労するために当該雇用者により当該一方の締約国の領域又は第三国の領域から派遣され、かつ、次のいずれかに該当する場合には、その就労に関し、その派遣の期間が五年を超えるものと見込まれないことを条件として、当該被用者が当該一方の締約国の領域内で就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。

(a)　当該他方の締約国の領域内で雇用契約を締結していない場合

(b)　当該他方の締約国の領域内に事業所を有する雇用者と雇用契約を締結しているが、当該一方の締約国の領域内に事業所を有する雇用者の指揮の下にある場合

2　1に規定する派遣が五年を超えて継続される場合には、両締約国の権限のある当局又は実施機関は、当該派遣に係る被用者に対し1に規定する一方の締約国の法令のみを引き続き適用することについて合意することができる。

3　一方の締約国の法令に基づく制度に加入し、かつ、当該一方の締約国の領域内で自営業者として通常就労する者が、他方の締約国の領域内で自営業者として一時的に就労する場合には、当該他方の締約国の領域内における自営活動の期間が五年を超えるものと見込まれないことを条件として、その者が当該一方の締約国の領域内で就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。

4　3に規定する他方の締約国の領域内における自営活動が五年を超えて継続される場合には、両締約国の権限のある当局又は実施機関は、当該自営活動に係る自営業者に対し3に規定する一方の締約国の法令のみを引き続き適用することについて合意することができる。

第八条　海上航行船舶又は航空機において就労する被用者

1　いずれか一方の締約国の旗を掲げる海上航行船舶において被用者として就労する者については、その就労に関し、当該者の雇用者の所在する締約国の法令のみを適用する。

2　国際運輸に従事する航空機において被用者として就労し、かつ、この協定がないとしたならば両締約国の法令の適用を受けることとなる者については、その就労に関し、当該者の雇用者の所在する締約国の法令のみを適用する。

第九条　外交使節団の構成員、領事機関の構成員及び公務員

1　この協定は、千九百六十一年四月十八日の外交関係に関するウィーン条約又は千九百六十三年四月二十四日の領事関係に関するウィーン条約の規定の適用を妨げるものではない。

2　1の規定に従うことを条件として、一方の締約国の公務員又は当該一方の締約国の法令において公務員として取り扱われる者が他方の締約国の領域内で就労するために派遣される場合には、これらの者については、当該一方の締約国の領域内で就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。